

広島県労働委員会訓令第一号

本

庁

広島県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県労働委員会会長 幟

立

廣

幸

広島県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

広島県労働委員会公印規程（平成十七年広島県労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条、第五条第二項、第六条第二項、第七条、第八条第一項、第九条及び第十条第一項中「総務調整室長」を「総務調整課長」に改める。

別表の4中

「室長印 広島県労働委員会事務局室長 方23」を

「課長印 広島県労働委員会事務局課長 方23」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。